

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

安芸高田市手数料条例(平成 16 年条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第 2 条関係) 1. 一般関係 (表は省略)	別表(第 2 条関係) 1. 一般関係 (略)

2. 戸籍関係

事務	名称	金額	備考
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄抄本又は戸籍証明書交付手数料	1通につき 450円	
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき 350円	
戸籍法第120条の3第2項(同法第10条の2第2項の請求を除く。)の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	

2. 戸籍関係

事務	名称	金額	備考
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍の謄本又は抄本の交付	戸籍謄抄本交付手数料	1通につき 450円	
戸籍法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき 350円	
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	除籍謄抄本交付手数料	1通につき 750円	
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき 450円	
戸籍法第48条第1項(第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届出又は申請の受理の証明書の交付	届出又は申請の受理証明等交付手数料	1通につき 350円	ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務

書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)						省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円とする。
				戸籍法第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	閲覧手数料	書類1件につき350円
				戸籍法第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)又は第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	届書等記載事項証明書交付手数料	1通につき350円
				戸籍法第120条第1項又は第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付	戸籍の全部・個人・一部事項証明書交付手数料	1通につき450円
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍謄抄本又は除籍証明書の交付手数料	1通につき750円				
戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書交付手数料	証明事項1件につき450円				
戸籍法第120条の3第2項	除籍電子証明	除籍電子証明				

<p>(同法第 10 条の 2 第 2 項の請求を除く。)の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>書提供用識別符号発行手数料</p>	<p>書提供用識別符号 1 件につき 700 円</p>	
<p>戸籍法第 48 条第 1 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受</p>	<p>届出若しくは申請の受理証明書の他の書類の記載事項又は届書等情報の証明書の交付手数料</p>	<p>1 通につき 350 円</p>	<p>ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上</p>

理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付			質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円とする。
戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書その他の書類又は届書等情報の内容の閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき 350 円	
3. 環境衛生関係 (表は省略)			3. 環境衛生関係 (表は省略)
4. 福祉保健関係 (表は省略)			4. 福祉保健関係 (表は省略)
5. 産業建設関係 (表は省略)			5. 産業建設関係 (表は省略)
付表 (表は省略)			付表 (表は省略)

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。